# 令和元年度

事 業 概 要

保健福祉局

# **当**

I	保健福祉局の概要・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Π	組織と事務分掌 ・・	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
Ш	令和元年度 主要事業			•	•		•	•	•				•				•	•	•	•	24

# I 保健福祉局の概要

1. 局長 小原 一徳

2. 局の職員数 841人(平成31年4月19日現在)

## 3. 令和元年度予算の概要

(1) 一般会計

(単位:千円)

歳入		歳出					
款	金額	款	金額				
1 使用料及手数料	1, 666, 053	1 民生費	167, 139, 969				
2 国庫支出金	88, 280, 823	2 衛生費	23, 181, 511				
3 県支出金	24, 009, 232	3 教育費	913, 302				
4 財産収入	31, 759	4 諸支出金	1,000,000				
5 寄附金	119, 095						
6 繰入金	995, 714						
7 諸収入	8, 284, 366						
8 市債	5, 558, 000						
歳入合計	128, 945, 042	歳出合計	192, 234, 782				

## (2) 国民健康保険事業費

(単位:千円)

歳入		歳出						
款	金額	款	金額					
1 国民健康保険収入	158, 313, 195	1 国民健康保険費	158, 313, 195					
歳入合計	158, 313, 195	歳出合計	158, 313, 195					

## (3) 介護保険事業費

(単位:千円)

歳入		歳出						
款	金額	款	金額					
1 保険料	28, 529, 287	1 総務費	3, 163, 403					
2 国庫支出金	33, 979, 265	2 保険給付費	128, 927, 592					
3 県支出金	20, 075, 146	3 地域支援事業費	10, 448, 831					
4 支払基金交付金	36, 839, 249	4 基金積立金	665					
5 繰入金	23, 192, 630	5 諸支出金	48, 993					
6 諸収入	3, 907	6 予備費	30,000					
歳入合計	142, 619, 484	歳出合計	142, 619, 484					

# (4)後期高齢者医療事業費

(単位:千円)

歳入		歳出						
款	金額	款	金額					
1 後期高齢者 医療事業収入	39, 368, 508	1 後期高齢者 医療事業費	39, 368, 508					
歳入合計	39, 368, 508	歳出合計	39, 368, 508					

## Ⅱ 組織と事務分掌

#### 政策課

#### <政策係>

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の職員の人事に関すること(行財政局人事課の所管に属するものを除く。)。
- (3) 局の予算の経理に関すること。
- (4) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (5) 福祉事務所との連絡及び調整に関すること(生活福祉部くらし支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。)。
- (6) 市民福祉の啓発に関すること。
- (7) 神戸市保健福祉局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (8) 神戸市市民福祉調査委員会に関すること(他の課の所管に属するものを除く。)。
- (9) 市民福祉総合計画に関すること。
- (10) 福祉事業の企画、開発及び推進に関すること(生活福祉部くらし支援課くらし支援係及び地域福祉係の所管に属するものを除く。)。
- (11) 福祉施設等の整備事業の調整に関すること。
- (12) 民間(国及び地方公共団体以外の者の設置に係るものをいう。以下この局において同じ。)の社会福祉施設に対する助成の調整に関すること。
- (13) 神戸市しあわせの村に関すること。
- (14) 神戸市立こうべ市民福祉交流センターに関すること。
- (15) 神戸市立総合福祉センターに関すること。
- (16) 玉津健康福祉ゾーンに関すること。
- 17) 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会に関すること。
- (18) 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会に関すること。

## 監査指導課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 社会福祉法人の設立の認可に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査及びこれに伴う指導に関すること。
- (4) 社会福祉事業を行う施設(次に掲げるものを除く。)の監査及びこれに伴う指導に関すること。
  - ア 保護施設
  - イ 保護施設を除いた市が設置する施設のうち指定管理者にその管理を行 わせていないもの

#### 人権推進課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 総合的かつ効果的な人権教育及び人権啓発に関する施策の推進,連絡及び調整に関すること。
- (3) 人権教育及び人権啓発に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) 犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

## 生活福祉部

## くらし支援課

#### <くらし支援係>

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく支援の実施(保護課保護係並びに福祉事務所生活支援課くらし支援係,保健福祉課くらし支援係及び支所くらし支援係の所管に属するものを除く。)
- (3) 貧困に関する施策の推進に関すること。
- (4) 本市の各区の社会福祉協議会に関すること。
- (5) ボランティア活動の推進に関すること。
- (6) 福祉情報システムの運用及び開発に関すること。
- (7) 福祉事務所との連絡及び調整に関すること。(政策課政策係の所管に属するものを除く。)
- (8) 福祉事業の企画,開発及び推進に関すること。(政策課政策係及びくらし支援課地域福祉係の所管に属するものを除く。)
- (9) 福祉に資する人材の確保に関すること。
- (10) 阪神・淡路大震災による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。
- (11) 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金に関すること。
- (12) 前2号に掲げるもののほか、自然災害による被災者の生活再建の支援に関すること。

#### <地域福祉係>

- (1) 地域福祉に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 地域福祉に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (4) 神戸市民生委員推薦会に関すること。
- (5) 神戸市福祉有償運送運営協議会に関すること。
- (6) 福祉事業の企画、開発及び推進に関すること(政策課政策係及びくらし支援係の所管に属するものを除く。)。

#### 保護課

#### 〈保護係〉

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 生活保護(医療扶助及び介護扶助を除く。)に関すること。
- (3) 市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30 号)第14条の規定に基づく支援給付(医療支援給付及び介護支援給付を除 く。)及び第15条の規定に基づく配偶者支援金の支給並びに市域における 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条の規定に基 づく支援給付(医療支援給付及び介護支援給付を除く。)に関すること (垂水区役所保健福祉部生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除 く。)。
- (4) 保護施設についての認可,指導及び監督に関すること。
- (5) ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。
- (6) 和光園との連絡及び調整に関すること(高齢福祉部高齢福祉課管理係の所管に属するものを除く。)。
- (7) 市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。
- (8) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部生活支援課保護係,北神区役所保健福祉課保護係及び支所保健福祉課保護係の所管に属するものを除く。)。

- (9) 中国残留邦人等地域生活支援事業に関すること(垂水区役所保健福祉部生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。)。
- (10) 生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施に関すること(くらし支援課くらし支援係並びに福祉事務所生活支援課くらし支援係、保健福祉課くらし支援係及び支所くらし支援係の所管に属するものを除く。)。
- (11) 神戸市遺留金取扱条例(平成30年3月条例第33号)に関すること(医療係の所管に属するものを除く。)。

#### 更正センター (4)

#### 更正援護相談所(4)

#### <医療係>

- (1) 生活保護(医療扶助及び介護扶助に限る。)に関すること。
- (2) 市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定に基づく支援給付(医療支援給付及び介護支援給付に限る。)及び市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条に規定する施行前死亡者の配偶者に対する支援給付(医療支援給付及び介護支援給付に限る。)に関すること(垂水区役所保健福祉部生活支援課くらし支援係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 低所得世帯療養資金の償還に関すること。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療機関等の指定及び取消しに関すること。
- (5) 生活保護法に規定する指定医療機関等の指導及び監督に関すること。
- (6) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (7) 神戸市遺留金取扱条例に関すること(保護係の所管に属するものを除く。)。

## 健康部

#### 健康政策課

#### <管理係>

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 保健衛生行政の企画,推進及び調整に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。
- (3) 健康創造都市KOBEの推進に関すること。
- (4) 神戸市保健医療審議会に関すること(地域医療課地域医療係及び保健所保健課管理係の所管に属するものを除く。)。
- (5) 保健情報の収集及び分析に関すること。
- (6) 衛生上の統計に関すること。
- (7) 神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会に関すること。
- (8) 食育に関すること。
- (9) がん対策に係る企画に関すること。
- 10 成人保健及び老人保健に係る企画に関すること。
- (11) 健康教育に係る企画に関すること。
- (12) 難病の対策に係る企画に関すること(こども家庭局こども育成部家庭支援 課母子保健係の所管に属するものを除く。)。
- (13) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)に関すること (保健所調整課疾病対策係の所管に属するものを除く。)。
- (14) 保健所との連絡及び調整に関すること。
- (15) 公益財団法人兵庫県予防医学協会との連絡及び調整に関すること。

(16) 神戸医療産業都市に関する連絡及び調整に関すること(企画調整局医療・ 新産業本部医療産業都市部調査課及び推進課の所管に属するものを除 く。)。

#### 地域医療課

#### <地域医療係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地域医療の確保に関すること。
- (3) 救急医療対策に関すること。
- (4) 救急安心センターに関すること。
- (5) 在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。
- (6) 看護師の確保の支援に関すること。
- (7) 兵庫県保健医療計画のうち、神戸圏域の医療分野の計画に関すること。
- (8) 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14に規定する協議の場の開催に関 すること。
- (9) 神戸市立医療センター中央市民病院,神戸市立医療センター西市民病院,神戸市立西神戸医療センター,神戸市立神戸アイセンター病院及び神戸リハビリテーション病院による病院連携に関すること。
- (10) 神戸こども初期急病センターに関すること。
- (11) 地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会に関することその他地方独立行政法人神戸市民病院機構に関すること。
- (12) 一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団に関すること。
- (13) 公立大学法人神戸市看護大学評価委員会その他公立大学法人神戸市看護大学に関すること。

#### 生活衛生課

#### <食品衛生係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 食品衛生に係る企画,連絡及び調整に関すること。
- (3) と畜場法(昭和28年法律第114号)に関すること(保健所の所管に属するも のを除く。)。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食品衛生に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。

## <環境衛生係>

- (1) 環境衛生及び動物衛生に係る企画,連絡及び調整に関すること。
- (2) 公衆浴場法 (昭和23年法律第139号) に関すること (保健所の所管に属するものを除く。)。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第8号)に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。
- (4) 神戸市人と猫との共生に関する条例(平成28年神戸市条例第22号)に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。
- (5) ホテル等の建築指導に関すること。
- (6) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)及び神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例(平成30年3月条例第18号)に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。
- (7) 神戸市動物愛護協会に関すること。
- 8) 動物管理センターに関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境衛生及び動物衛生に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。

#### 動物管理センター(4)

## 斎園管理課

#### 〈斎園係〉

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市立の墓園に関すること。
- (3) 神戸市立斎場に関すること。
- (4) 墓地,埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に関すること(区役所 (北神区役所を除く。)総務部市民課,北神区役所市民課窓口係,須磨区 役所北須磨支所市民課市民係及び西区役所総務部西神中央出張所の所管に 属するものを除く。)。
- (5) 墓園管理センター及び斎場管理センターとの連絡及び調整に関すること。

# 墓園管理

センター(3)

- (1) 市立墓園の管理及び運営に関すること。
- (2) 墓園, 斎場の整備事業の設計及び工事の施行(建築及び設備の工事を除く。) に関すること。
- (3) 墓園, 斎場施設の保守修繕の調査, 設計及び施行に関すること (建築住宅局の所管に属するものを除く。)。
- (4) 墓園施設の維持及び管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

#### 鵯越墓園管理事務所(4)

舞子墓園管理事務所(4)

西神墓園管理事務所(4)

#### 斎場管理

センター(3)

- (1) 甲南斎場, 鵯越斎場, 有馬斎場及び西神斎場の運営及びこれに付随する事務に関すること。
- (2) 斎場施設の維持及び管理に関すること。

甲南斎場(4)

鵯越斎場(4)

有馬斎場(4)

西神斎場(4)

## 高齢福祉部

#### 高齢福祉課

#### <管理係>

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 高齢者対策に係る企画及び調整に関すること。

- (3) 高齢者の社会参加に関すること。
- (4) 老人クラブの育成に関すること。
- (5) 敬老優待乗車証及び福祉乗車証に関すること。
- (6) 戦没者遺族, 戦傷病者, 引揚者等の援護に関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課管理係及び北神区役所保健福祉課管理係並びに須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係及び西区役所総務部西神中央出張所の所管に属するものを除く。)。
- (7) 和光園との連絡調整に関すること(生活福祉部保護課保護係の所管に属するものを除く。)。

#### <高齢者見守り係>

- (1) 地域見守り活動の推進に関すること (介護保険課地域包括支援係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 高齢者に対する虐待の防止及び養護者に対する支援のための措置等に関すること(介護指導課、区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係、北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係、須磨区役所北須磨支所保健福祉課あんしんすこやか係及び福祉事務所の所管に属するものを除く。)。

#### <施設整備係>

- (1) 老人福祉施設の整備、認可、指導及び監督に関すること(監査指導課の所管に属するものを除く。)。
- (2) 介護老人保健施設の整備に関すること。
- (3) 有料老人ホームに関すること(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等を除く。)。
- (4) 高齢者の介護に係る地域密着型サービスの整備に関すること。
- (5) サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関すること (建築住宅局住宅政策 課民間住宅係の所管に属するものを除く。)。
- (6) 特別養護老人ホームの入所の指針及び特例入所に関すること。

#### 介護保険課

#### <管理係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 介護保険制度に係る企画,調査及び研究に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 介護保険に関する統計,事業報告等に関すること。

#### <保険事業係>

- (1) 介護保険に係る被保険者の資格、保険料の賦課徴収及び保険給付に係る事務の指導、改善及び調整に関すること。
- (2) 介護保険システムの開発に関すること (認定係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業(介護保険法(平成9年法律第123号) 第115条の45第1項に規定する事業をいう。以下同じ。)に関すること( 認定係,地域包括支援係及び介護指導課の所管に属するものを除く。)。

#### <認定係>

- (1) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関すること。
- (2) 神戸市介護認定審査会に関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係及び北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に係るシステムの開発及び運用に関すること。
- (4) ケアプランの適正化に関すること(介護指導課及び地域包括支援係の所管に属するものを除く。)。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること(保険事業係,地域包括

支援係及び介護指導課の所管に属するものを除く。)。

#### <地域包括支援係>

- (1) 地域包括支援センターの総括及び総合調整に関すること。
- (2) あんしんすこやか窓口に関すること。
- (3) 介護保険外サービスの実施に関すること(認知症対策係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 地域見守り活動の推進に関すること(高齢福祉課高齢者見守り係の所管に属するものを除く。)。
- (5) 介護予防事業に係る企画に関すること。
- (6) 介護予防ケアマネジメントに係る企画に関すること。
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること(保険事業係、認定係及び介護指導課の所管に属するものを除く。)。

#### <認知症対策係>

- (1) 認知症高齢者対策に係る企画,調整及び実施に関すること(保健所調整課介護予防推進係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 介護保険外サービスの実施に関すること(地域包括支援係の所管に属するものを除く。)。

#### 介護指導課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 介護保険事業者の指定,許可,変更及び取消し等に関すること。
- (3) 介護報酬の算定に関する届出に関すること。
- (4) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出及び検査に関すること
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること(介護保険課の所管に属するものを除く。)。
- (6) 介護サービス情報の公表に関すること。
- (7) 介護保険に係るサービスを行う事業者の指導,監査及び育成に関すること (監査指導課,介護保険課及び保健所の所管に属するものを除く。)。
- (8) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
- (9) 老人福祉施設の栄養指導に関すること。

#### 国保年金医療課

#### <管理係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。
- (3) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (4) 保険医療機関等との連絡及び協議に関すること。
- (5) 国民健康保険に係る保健事業に関すること。
- (6) 国民健康保険に関する諸統計,事業報告等に関すること。
- (7) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

## <国民健康保険係>

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付の事務の統括に関すること。
- (2) 国民健康保険に係る保険料の賦課徴収の統括及び保険料率の決定に関すること。
- (3) 国民健康保険に係る保険料その他の収入金の滞納処分の統括に関すること。
- (4) 国民健康保険の普及及び宣伝に関すること。
- (5) 区役所における国民健康保険事務の指導,連絡及び改善に関すること。

#### <医療係>

- (1) 高齢期移行者医療費助成,こども医療費助成,重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の事業に関すること(こども家庭局こども企画課総務係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 後期高齢者医療事務に関すること。
- (3) 高齢期移行者医療費助成,こども医療費助成,重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る医療担当者等との連絡に関すること(こども家庭局こども企画課総務係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 兵庫県後期高齢者医療広域連合との連絡及び調整に関すること。
- (5) 区役所における高齢期移行者医療費助成,こども医療費助成,重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の事業並びに後期高齢者医療事務の指導,連絡及び改善に関すること(こども家庭局こども企画課総務係の所管に属するものを除く。)。
- (6) はり、きゅう及びマッサージの施術料に係る助成事業に関すること。

#### <国民年金係>

- (1) 国民年金の普及及び宣伝に関すること。
- (2) 国民年金に関する諸統計,事業報告等に関すること。
- (3) 区役所における国民年金事務の指導,連絡及び改善に関すること。
- 4) 前3号に掲げるもののほか、国民年金に関すること。
- (5) 特定障害者に係る特別障害給付金に関すること。
- 6) 年金生活者支援給付金に関すること。

## 和光園(2)

- (1) 入所者の介護に関すること。
- (2) 入所者の生活指導に関すること。
- (3) 入所者の診療及び看護に関すること。
- (4) 入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。
- (5) ケアハウス和光園に関すること。
- (6) 前各号に付随する事務に関すること。

## 障害福祉部

## 障害福祉課

#### <管理係>

- (1) 部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関する
- (2) 障害者福祉センター及びさざんか療護園との連絡及び調整に関すること (施設支援係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 神戸市立東部在宅障害者福祉センター、神戸市立中部在宅障害者福祉センター及び神戸市立西部在宅障害者福祉センターに関すること(施設支援係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 市民福祉スポーツセンター及び神戸市立点字図書館に関すること。
- (5) 障害者のスポーツの振興に関すること。
- (6) 児童福祉施設 (障害児に係る施設に限る。),障害者支援施設等の栄養指導に関すること (こども家庭局こども育成部総合療育センター管理係及びさざんか療護園の所管に属するものを除く。)。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第54条第2項に規定 する指定自立支援医療機関に関すること(同項の指定に関することを含 み,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号)第1条第3号に規定する精神通院医療に係るもの に限る。)。

- (8) 障害者総合支援法に係る自立支援給付に関すること (精神障害者に係るものに限る。)。
- (9) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る企画に関すること。

#### <調整係>

- (1) 障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。
- (2) 障害者の福祉の啓発に関すること。
- (3) 神戸市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4) 障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (5) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (6) 重度心身障害者タクシー利用助成に関すること。
- (7) 重度心身障害者自動車燃料費助成に関すること。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に関すること。

## <施設支援係>

- (1) 障害者及び障害児の福祉施設の整備に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉施設に関すること (こども家庭局こども育成部家庭支援課の所管に属するものを除く。)。
- (3) こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること(障害者支援課自立支援係及びこども家庭局こども育成部家庭支援課家庭養護係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 神戸市立東部在宅障害者福祉センター、神戸市立中部在宅障害者福祉センター及び神戸市立西部在宅障害者福祉センターに関すること(管理係の所管に属するものを除く。)。
- (5) 障害者福祉センター及びさざんか療護園との連絡及び調整に関すること (管理係の所管に属するものを除く。)。
- (6) 高齢者,障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関すること。
- (7) 障害者施策に係る都市施設整備事業に関すること。
- (8) ユニバーサルデザインのまちづくりに関すること(建設局道路部工務課交通安全施設係及び都市局計画部景観政策課の所管に属するものを除く。)。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、障害者及び障害児の福祉に関すること(保健所精神保健福祉センター、障害者支援課及びこども家庭局こども育成部家庭支援課発達支援係の所管に属するものを除く。)。

#### 障害者支援課

#### <自立支援係>

- (1) 障害者総合支援法に係る自立支援給付に関すること(障害福祉課管理係及び自立支援給付・医療係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 障害者総合支援法に係る国庫補助に関すること。
- (3) 障害者総合支援法等に係る支払事務に関すること。
- (4) 発達障害者支援センターとの連絡及び調整に関すること(こども家庭局こども育成部家庭支援課発達支援係の所管に属するものを除く。)。
- (5) 障害者地域生活支援センターに関すること。
- (6) 障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律に関すること(就労促進係及び指定指導係の所管に属するものを除く。)。
- (7) こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること(障害福祉課施設支援係及びこども家庭局こども育成部家庭支援課家庭養護係の所管に属するものを除く。)。
- (8) 障害者及び障害児の地域移行に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、障害者及び障害児の福祉に関すること(保健所精神保健福祉センター、障害福祉課及びこども家庭局こども育成部家庭支援課発達支援係の所管に属するものを除く。)。

#### <自立支援給付 · 医療係>

- (1) 障害者総合支援法に係る地域生活支援事業に関すること。
- (2) 障害者総合支援法に係る自立支援給付に関すること(障害福祉課及び自立 支援係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 障害支援区分の認定に関すること。
- (4) 障害者更生相談所との連絡及び調整に関すること。

#### <就労促進係>

- (1) 障害者の就労の促進に関すること。
- (2) 重度心身障害介護手当,特別児童扶養手当,障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに福祉手当(経過措置分に限る。)に関すること。
- (3) 精神障害者社会適応訓練事業に関すること。
- (4) 障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第23条の規定に基づく使用者による障害者虐待に関する事項の都道府県への通知に関すること。
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号)第9条第1項の規定に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成に関すること。

#### < 指定指導係>

- (1) 障害福祉サービス事業者等の指定,変更及び取消しに関すること並びに地域生活支援事業者の認定,変更,取消し等に関すること。
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること。
- (3) 障害児通所支援事業者等の指定,変更,取消し等に関すること並びに障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること。
- (4) 障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律第17条の 規定に基づく障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項の都 道府県への報告に関すること。
- (5) 介護給付費等の算定に関する届出に関すること。
- (6) 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に係る届出及び検査に関すること。

## 障害者福祉 センター(2)

#### <管理係>

- (1) 障害者福祉センターの庶務及び管理に関すること。
- (2) 障害者更生相談所,発達障害者支援センター及び精神保健福祉センターの 庶務に関すること (発達障害者支援センター及び精神保健福祉センターの 所管に属するものを除く。)。
- (3) 身体障害者福祉センターに関すること。
- (4) 関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (5) 他の係の所管に属しない事項に関すること。

#### <相談判定係>

- (1) 障害者等の相談に関すること。
- (2) 障害者等の療育指導及び医学的診断に関すること。

# 障害者更生 相談所②

- (1) 身体障害者,知的障害者及び発達障害者(以下障害者更生相談所において「障害者」という。)の相談及び指導に関すること。
- (2) 障害者の医学的,心理学的及び職能的判定に関すること。

- (3) 補装具費支給の要否についての判定に関すること及び補装具の適合判定に関すること。
- (4) 更生医療の判定に関すること。
- (5) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (6) 市民福祉調査委員会に関すること(身体障害者福祉法第15条第2項の規定 による医師の指定に係るものに限る。)。
- (7) 障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。
- (8) 関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

※障害者更生相談所における職員は、障害者福祉センターにおける職員をもって充てる。

## さざんか 療護園 (2)

- (1) 入所者の介護に関すること。
- (2) 入所者の生活指導に関すること。
- (3) 入所者の診療及び看護に関すること。
- (4) 入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。
- (5) 入所者の機能回復訓練に関すること。
- (6) 前各号に付随する事務に関すること。

## 発達障害者支援 センター(2)

- (1) 発達障害者支援センターの庶務及び管理に関すること(障害者福祉センターの所管に属するものを除く。)。
- (2) 発達障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に 規定する発達障害者をいう。以下同じ。)及びその家族に対する専門的な 相談及び助言に関すること。
- (3) 発達障害者に対する専門的な発達支援に関すること。
- (4) 医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害(発達障害者支援法第2条第1項に規定する発達障害をいう。以下同じ。)に係る情報提供及び研修に関すること。
- (5) 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡及び調整に関すること。
- (6) 障害者更生相談所及びこども家庭局こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること(保健福祉局障害福祉部障害者支援課及びこども家庭局こども育成部家庭支援課の所管に属するものを除く。)。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、発達障害者に対する支援に関すること(こども家庭局こども育成部家庭支援課の所管に属するものを除く。)。

## 保健所(1)

#### 保健課

#### <管理係>

- (1) 保健所, 課及び調整課の庶務並びに保健所内の事務の連絡, 調整及び改善に関すること。
- (2) 保健医療審議会(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所の運営に関する事項に限る。)に関すること。

- (3) 保健事業に係る経費に関する保健センター及び保健福祉部との調整に関すること。
- (4) 医師臨床研修,歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。
- (5) がん検診に係る調整及び実施に関すること。
- (6) 口腔保健支援センターとの連絡及び調整に関すること。
- (7) 神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。
- (8) 健康危機管理に関すること (調整課調整係,予防衛生課結核・感染症係及び保健センターの所管に属するものを除く。)。

# 口腔保健支援センター(3)

- (1) 歯科口腔保健に関すること。
- (2) 保健センター及び区役所の事業に係る支援に関すること (歯科保健事業に限る。)。

#### 調整課

#### <調整係>

- (1) 保健事業の企画,推進及び調整に関すること。
- (2) 保健センターの業務に係る調整に関すること。
- (3) 保健センター及び区役所の事業に係る支援に関すること(疾病対策係、保健課口腔保健支援センター、予防衛生課及び家庭支援課の所管に属するものを除く。)。
- (4) 健康危機管理に関すること(保健課管理係,予防衛生課結核・感染症係及び保健センターの所管に属するものを除く。)。

#### <疾病対策係>

- (1) 成人保健及び老人保健に係る調整及び実施に関すること。
- (2) 健康教育に係る調整及び実施に関すること。
- (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に関すること(こども家庭局こども育成部家庭支援課母子保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)に関すること(保健福祉局健康部健康政策課管理係の所管に属するものを除く。)。
- (5) 神戸市公害健康被害審査会に関すること。
- (6) 神戸市公害診療報酬審査会に関すること。
- (7) 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づく 申請及び請求に関すること。
- (8) 保健センター及び区役所の事業に係る支援に関すること(成人保健事業, 老人保健事業,健康教育,難病対策事業,公害保健福祉事業,公害健康被 害予防事業,石綿健康被害関連事業及び栄養の改善事業に限る。)。
- (9) 国民健康・栄養調査の実施に関すること。
- (10) 栄養の改善に関すること (医務薬務課薬務係及び保健センター管理係の所管に属するものを除く。)。

#### <介護予防推進係>

- (1) 認知症高齢者対策に係る企画,調整及び実施に関すること(高齢福祉部介護保険課認知症対策係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 介護予防事業に係る調整及び実施に関すること。
- (3) 介護予防ケアマネジメントに係る調整及び実施に関すること。

## <精神保健福祉係>

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に係る精神科病院への立入検査及び指導並びに入院措置に関すること。
- (2) 精神保健指定医に関すること。

(3) 市民福祉調査委員会に関すること (精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第9条第1項に規定する事項に係るものに限る。)。

## 予防衛生課

#### <結核・感染症係>

- (1) 課及び医務薬務課の庶務に関すること。
- (2) 結核及び感染症に係る連絡及び調整に関すること。
- (3) 結核対策の企画に関すること。
- (4) 保健医療審議会(感染症対策に関する事項に限る。)に関すること。
- (5) 結核及び感染症の発生動向の調査に関すること。
- (6) 結核及び感染症の対策及び疫学の調査に関すること。
- (7) 保健所感染症診査協議会に関すること。
- (8) 保健センターの事業に係る支援に関すること(結核及び感染症関連事業に 限る。)。
- (9) 健康危機管理に関すること(保健課管理係、調整課調整係及び保健センターの所管に属するものを除く。)。

## <予防接種係>

- (1) 予防接種及び健康被害に関すること。
- (2) 神戸市予防接種健康被害調査委員会に関すること。
- (3) 保健センターの事業に係る支援に関すること(予防接種及び健康被害に限る。)。

#### 医務薬務課

#### <医務係>

- (1) 医務に係る連絡及び調整に関すること。
- (2) 医療法等の規定に基づく病院,診療所,助産所,施術所,歯科技工所及び 衛生検査所の許可及び届出に関すること。
- (3) 医療監視の総括に関すること。
- (4) 介護老人保健施設に係る事務及び実地指導に関すること。
- (5) 衛生検査所の立入検査の総括に関すること。
- (6) 医療に係る苦情の相談に関すること。
- (7) 保健センターの事業に係る支援に関すること(医務に限る。)。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

## <薬務係>

- (1) 薬務に係る連絡及び調整に関すること。
- (2) 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)等に関すること。
- (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に関すること。
- 4) 薬物の乱用の防止及び麻薬、覚せい剤等の対策に関すること。
- (5) 献血に関すること。
- (6) 保健センターの事業に係る支援に関すること(薬務に限る。)。
- (7) 給食施設指導に関すること。
- (8) 健康増進法(平成14年法律第103号)第6章に規定する特別用途表示等に関すること。
- (9) 食品表示法に関すること(東部衛生監視事務所公衆衛生係,西部衛生監視事務所公衆衛生係,北衛生監視事務所公衆衛生係,垂水衛生監視事務所公衆衛生係及び西衛生監視事務所公衆衛生係並びに市民参画推進局消費生活センター相談指導係の所管に属するものを除く。)。
- (10) 栄養の改善に関すること (調整課疾病対策係及び保健センター管理係の所管に属するものを除く。)。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、薬務に関すること。

## 生活衛生課

## <食品衛生係>

- (1) 食品衛生に関すること(東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係,西部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係,北衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係,垂水衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係並びに西衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係(以下「東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係等」という。)の所管に属するものを除く。)。
- (2) 家庭用品の安全対策に関すること。
- (3) 衛生監視事務所,食品衛生検査所及び食肉衛生検査所との連絡及び調整に関すること。
- (4) 神戸市食品衛生協会に関すること。

### <環境衛生係>

- (1) 環境衛生に関すること(東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係等の所管に属するものを除く。)。
- (2) 動物衛生に関すること(東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係等の所管に属するものを除く。)。
- (3) 犬の鑑札の交付に関すること。
- (4) 狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (5) 犬又は猫の引取りに関すること。
- (6) 犬及び負傷動物等の収容に関すること。
- (7) 神戸市環境衛生協会に関すること。
- (8) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること(衛生害虫に係る連絡及び調整に限る。)。

## 動物管理センター(4)

※生活衛生課における職員は、健康部における職員をもって充てる。

## 家庭支援課

#### <母子保健係>

- (1) 区役所との事業に係る調整及び支援に関すること(母子保健事業に限る。)。
- ※家庭支援課における職員は、こども家庭局こども育成部家庭支援課長及び家庭支援課母子保健係における職員をもって充てる。

## 衛生監視事務所

(2)

## <公衆衛生係>

- (1) 衛生監視事務所の庶務に関すること。
- (2) 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) に関すること。
- (3) 食品表示法に関すること(医務薬務課薬務係及び市民参画推進局消費生活 センター相談指導係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 魚介類行商条例(昭和39年兵庫県条例第61号)に関すること。
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に関すること。
- (6) と畜場法に関すること。
- (7) 旅館業法(昭和23年法律第138号), 興行場法(昭和23年法律第137号), 公衆浴場法, 理容師法(昭和22年法律第234号), 美容師法(昭和32年法律第163号)及びクリーニング業法(昭和25年法律第207号)に関すること。
- (8) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に関すること。
- (9) 感染症及び食中毒に係る消毒に関すること。
- (10) 温泉法 (昭和23年法律第125号) に関すること。
- ⑴ 胞衣及び産汚物取締条例(昭和39年兵庫県条例第47号)に関すること。

- (12) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に 関すること。
- (13) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に関すること(東灘保健福祉部健康福祉課管理係, 難保健福祉部健康福祉課管理係, 中央保健福祉部健康福祉課管理係, 上保健福祉部健康福祉課管理係, 北保健福祉部健康福祉課管理係及び保健福祉課管理係, 長田保健福祉部健康福祉課管理係, 須磨保健福祉部健康福祉課管理係及び保健福祉課管理係, 垂水保健福祉部健康福祉課管理係がに西保健福祉部健康福祉課管理係の所管に属するものを除く。)。
- 14) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に関するこ と
- (15) 動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第8号)に関する こと。
- (16) 水道法(昭和32年法律第177号)に関すること。
- (17) 特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第47号)に関すること。
- (18) ねずみ及び昆虫等の駆除等に関すること。
- 19 所管区域の食品衛生協会及び環境衛生協会に関すること。
- (20) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること(衛生害虫に係るものに限る。)。
- (21) 神戸市人と猫との共生に関する条例に係る指導啓発に関すること。
- (22) 第2号から前号までに掲げるもののほか、食品、環境及び動物の衛生に関すること。

#### <監視係>

- (1) 食品衛生に係る施設の監視及び指導に関すること(公衆衛生係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 環境衛生に係る施設の監視及び指導に関すること (公衆衛生係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 動物衛生に係る施設の監視及び指導に関すること(公衆衛生係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 遊泳用プールの指導に関すること。
- (5) 家庭用品の安全対策に関すること。
- (6) 飲料水の衛生に関すること。
- (7) 住宅宿泊事業法及び神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例に係る監視指導に関すること。

#### 環境保健研究所

(2)

#### <事務係>

- (1) 所の庶務及び所内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 手数料等の徴収に関すること。
- (3) 施設の管理に関すること。
- (4) 動物飼育等の検査及び研究に付随する業務に関すること。
- (5) 感染症の発生動向の調査に関すること (病原体の情報に関するものに限る。)。
- (6) 感染症及び食品衛生の信頼性確保業務に関すること。

#### <感染症部>

- (1) 感染症,食中毒等の微生物学的試験検査及び調査研究に関すること。
- (2) 感染症の血清学的試験検査に関すること。

## <生活科学部>

- (1) 食品衛生の試験検査及び調査研究に関すること。
- (2) 家庭用品等の試験及び調査研究に関すること。
- (3) 大気汚染、水質汚濁等の試験検査及び調査研究に関すること。
- (4) 一般環境衛生の試験検査及び調査研究に関すること。

## 食品衛生検査所

(2)

- (1) 食品衛生検査所の庶務に関すること。
- (2) 経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること(衛生監視事務所の所管に属するものを除く。)。
- (3) 食品の試験及び検査に関すること。

## 食肉衛生検査所

(2)

- (1) 食肉衛生検査所の庶務に関すること。
- (2) 食肉の衛生検査に関すること。
- (3) 食肉センター及び食肉取扱業者の衛生指導に関すること。

# 精神保健福祉

センター②

- (1) 精神保健福祉センターの庶務及び管理に関すること(障害者福祉センターの所管に属するものを除く。)。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項に規定する精神保健福祉センターの業務に関すること。
- (3) 精神医療審査会に関すること。
- (4) 神戸いのち大切プランに関すること。
- (5) 神戸市自殺対策推進センターに関すること。
- (6) 保健センター及び区役所の事業に係る支援に関すること (精神保健事業に限る。)。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5章第3節及び第4節の規定 に基づき保健所長を経てなされる届出及び報告に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、精神保健及び精神障害者の福祉に係る調整及び実施並びに自殺対策に関すること。

#### 保健センター

(2)

東灘・灘・中央・兵庫・ 北・長田・垂水・西

#### <管理係>

- (1) センターの庶務並びにセンター内の事務の連絡、調整及び改善に関すること
- (2) 医務及び薬務に関すること。
- (3) 保健事業に係る啓発に関すること。
- (4) 人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項,第34条第2項及び第38条の4の規定により,精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務に関すること。
- (6) 保健福祉に係る実地研修の受入れに関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課管理係,北神区役所保健福祉課管理係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係の所管に属するものを除く。)。
- (7) 栄養の改善に関すること (調整課疾病対策係, 医務薬務課薬務係の所管に属するものを除く。)
- 属するものを除く。)。 (8) 健康危機管理に関すること(あんしんすこやか係,こども保健係,保健課管理係,調整課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

<あんしんすこやか係>

- (1) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 結核,感染症,慢性病等の対策に関すること。
- (3) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 地域包括支援センターに関すること(保健福祉局高齢福祉部介護保険課地域包括支援係及び調整課介護予防推進係の所管に属するものを除く。)。
- (5) あんしんすこやか窓口に関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係、北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (6) 保健に係る訪問指導に関すること(区役所こども保健係(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部こども家庭支援課こども保健係,北神区役所こども家庭支援課こども保健係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課こども保健係をいう。以下同じ。)の所管に属するものを除く。)。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第2項に関すること。
- (8) 精神保健に関すること。
- (9) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること。
- 10 難病に関すること(医療給付事務を除く。)。
- (11) 健診事業等の実施及び保健の指導に関すること(区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (12) 健康教育の実施に関すること(区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (13) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること (こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (14) 栄養に係る相談及び指導に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (15) 健康危機管理に関すること(管理係,こども保健係,保健課管理係,調整 課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

#### <こども保健係>

- (1) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 栄養に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 健康危機管理に関すること(管理係、あんしんすこやか係、保健課管理係、調整課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

※各保健センター管理係における職員、あんしんすこやか係における職員、こども保健係における職員は、各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。

## 保健センター

(2)

北神

#### <管理係>

- (1) 保健センターの庶務並びに保健センター内の事務の連絡,調整及び改善に関すること。
- (2) 医務及び薬務に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項,第34条第2項及び第38条の4の規定により,精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務に関すること。
- (4) 保健福祉に係る実地研修の受入れに関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課管理係,北神区役所保健福祉課管理係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係の所管に属するものを除く。)。
- (5) 栄養の改善 (調整課疾病対策係及び医務薬務課薬務係の所管に属するものを除く。) に関すること。
- (6) 健康危機管理に関すること(あんしんすこやか係,こども保健係,保健課

管理係、調整課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

#### <あんしんすこやか係>

- (1) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 結核,感染症,慢性病等の対策に関すること。
- (3) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 地域包括支援センターに関すること(保健福祉局高齢福祉部介護保険課地域包括支援係及び調整課介護予防推進係の所管に属するものを除く。)。
- (5) あんしんすこやか窓口に関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係、北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (6) 保健に係る訪問指導に関すること (区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第2項に関すること。
- (8) 精神保健に関すること。
- (9) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること。
- (10) 難病に関すること(医療給付事務を除く。)。
- (11) 健診事業等の実施及び保健の指導に関すること (区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (12) 健康教育の実施に関すること(区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (13) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること (こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (14) 栄養に係る相談及び指導に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (15) 健康危機管理に関すること(管理係,こども保健係,保健課管理係,調整 課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

#### <こども保健係>

- (1) 予防接種事業の企画,調整及び実施に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること (あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 栄養に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 健康危機管理に関すること(管理係、あんしんすこやか係、保健課管理係、調整課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

## 保健センター (2)

#### [須磨]

#### <管理係>

- (1) センターの庶務並びにセンター内の事務の連絡,調整及び改善に関すること。
- (2) 医務及び薬務に関すること。
- (3) 保健事業に係る啓発に関すること。
- (4) 人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項,第34条第2項及び第38条の4の規定により,精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務に関すること。
- (6) 保健福祉に係る実地研修の受入れに関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課管理係,北神区役所保健福祉課管理係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係の所管に属するものを除く。)。
- (7) 栄養の改善に関すること (調整課疾病対策係, 医務薬務課薬務係の所管に

属するものを除く。)。

(8) 健康危機管理に関すること(あんしんすこやか係,こども保健係,保健課管理係,調整課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

#### <あんしんすこやか係>

- (1) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 結核,感染症,慢性病等の対策に関すること。
- (3) 予防接種事業の企画,調整及び実施に関すること (こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 地域包括支援センターに関すること(保健福祉局高齢福祉部介護保険課地域包括支援係及び調整課介護予防推進係の所管に属するものを除く。)。
- (5) あんしんすこやか窓口に関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係、北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (6) 保健に係る訪問指導に関すること (区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第2項に関すること。
- (8) 精神保健に関すること。
- (9) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること。
- (10) 難病に関すること(医療給付事務を除く。)。
- (11) 健診事業等の実施及び保健の指導に関すること(区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (12) 健康教育の実施に関すること(区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (13) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること (こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 栄養に係る相談及び指導に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (15) 健康危機管理に関すること(管理係,こども保健係,保健課管理係,調整 課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

#### <こども保健係>

- (1) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 栄養に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 健康危機管理に関すること(管理係,あんしんすこやか係,保健課管理 係,調整課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除 く。)。

#### <北須磨管理係>

- (1) センターの庶務並びにセンター内の事務の連絡,調整及び改善に関すること。
- (2) 医務及び薬務に関すること。
- (3) 保健事業に係る啓発に関すること。
- (4) 人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項,第34条第2項及び第38条の4の規定により,精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務に関すること。
- (6) 保健福祉に係る実地研修の受入れに関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課管理係,北神区役所保健福祉課管理係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係の所管に属するものを除く。)。
- (7) 栄養の改善に関すること (調整課疾病対策係, 医務薬務課薬務係の所管に属するものを除く。)。
- (8) 健康危機管理に関すること(あんしんすこやか係,こども保健係,保健課

管理係、調整課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

#### < 北須磨あんしんすこやか係>

- (1) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 結核,感染症,慢性病等の対策に関すること。
- (3) 予防接種事業の企画,調整及び実施に関すること (こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 地域包括支援センターに関すること(保健福祉局高齢福祉部介護保険課地域包括支援係及び調整課介護予防推進係の所管に属するものを除く。)。
- (5) あんしんすこやか窓口に関すること(区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係、北神区役所保健福祉課あんしんすこやか係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (6) 保健に係る訪問指導に関すること (区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第2項に関すること。
- (8) 精神保健に関すること。
- (9) 成人保健事業及び老人保健事業の実施に関すること。
- (10) 難病に関すること(医療給付事務を除く。)。
- (11) 健診事業等の実施及び保健の指導に関すること (区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (12) 健康教育の実施に関すること(区役所こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (13) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (14) 栄養に係る相談及び指導に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (15) 健康危機管理に関すること(管理係,こども保健係,保健課管理係,調整 課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

## <北須磨こども保健係>

- (1) 予防接種事業の企画,調整及び実施に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (2) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること (あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (3) 栄養に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (4) 健康危機管理に関すること(管理係,あんしんすこやか係,保健課管理係,調整課調整係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

## 保健福祉部

東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西

#### 健康福祉課

#### <管理係>

- (1) 犬の鑑札の交付に関すること。
- (2) 狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (3) 犬又は猫の引取りに関すること。

#### <あんしんすこやか係>

(1) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(こども家庭支援課の所管に属するものを除く。)。

## こども家庭支援課

#### <こども保健係>

- (1) 子育て支援の推進に関すること(区役所の所管に属するものを除く。)。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

## 保健福祉課

(北)

#### <管理係>

- (1) 犬の鑑札の交付に関すること。
- (2) 狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (3) 犬又は猫の引取りに関すること。

## <あんしんすこやか係>

(1) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(こども家庭支援課の所管に属するものを除く。)。

#### 北神こども家庭支援課

(北)

## <こども保健係>

- (1) 子育て支援の推進に関すること(区役所の所管に属するものを除く。)。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

## 保健福祉課

[ 須磨 ]

#### <管理係>

- (1) 犬の鑑札の交付に関すること。
- (2) 狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (3) 犬又は猫の引取りに関すること。

## <あんしんすこやか係>

(1) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(こども家庭支援課の所管に属するものを除く。)。

#### <こども保健係>

- (1) 子育て支援の推進に関すること(区役所の所管に属するものを除く。)。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

## 事業所及び行政機関の表示については、次のとおりである。

- (1) は第1類(部相当)の事業所を、(2)は第2類(課相当)の事業所を、
- (3) は第3類(係相当)の事業所を、(4)は第4類の事業所を示す。
- ①は部相当の行政機関を、②は課相当の行政機関を示す。

## Ⅲ 令和元年度 主要事業の概要

## 【健康創造都市 KOBE の推進】

## 1. ICT を活用した健康創造都市 KOBE の推進

## 〔健康政策課・介護保険課・国保年金医療課〕

「健康創造都市KOBE推進会議」の議論を踏まえ、平成30年度に構築した、個人の健康関連データ(健診、運動、栄養データなど)を集約・結合する「市民PHRシステム」(MY CONDITION KOBE)を活用し、健康状態の見える化をはかり、新たな健康づくり事業・サービスを展開していきます。

令和元年度は、個人の健康行動に対して付与する「健康ポイント」や、フレイル予防につながり、高齢者の地域の担い手としての活動に対して付与する「フレイル予防ポイント」の運用を行い、市民の健康づくりや、高齢者の社会参加等を積極的に支援します。

さらに、国民健康保険の被保険者のうち特定健診の結果より生活習慣改善が必要な方に対して、これまで対面を中心に行っていた保健指導に加えて、健康アプリ等を活用した効率的・効果的な保健指導を実施します。

## 2. フレイル予防による健康寿命の延伸 〔介護保険課・国保年金医療課〕

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルの早期発見・生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、特定健診会場や薬局において、65歳および前年度にフレイルチェックを受けた66歳の国民健康保険加入者を対象に実施します。また、65歳以上の方を対象とするフレイル予防のための講話等を実施する介護予防事業や、要支援者等を対象とするフレイル改善のための運動・栄養等のプログラムを行う通所型サービスを引き続き実施します。

# 3. 健康ライフプラザにおける「歩行寿命延伸プログラム事業」等の実施 [国保年金医療課]

健康ライフプラザのトレーニング施設において、新たに歩行寿命に着目 した「歩行寿命延伸プログラム事業」やフレイル予防につながる高齢期の 健康づくり事業、障害者を含むその他市民の健康づくり事業を実施します。

## 4. 健康格差の是正支援

[保護課]

生活保護受給者の健康課題を分析し、データへルス計画を策定するほか、 生活保護受給者の自立支援等を目的としたスマートフォン用アプリを開発 し、導入します。また、引き続きレセプト点検や健康管理支援事業等を実 施し、生活保護の医療扶助の適正化に努めます。

## 5. 市民病院の運営

[地域医療課]

中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、神戸アイセンター病院において、地域医療機関と連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供します。また、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進をはかります。

## 6. 看護大学の運営

[地域医療課]

独立行政法人化により、自律的かつ効果的・効率的な大学運営を行い、保健・医療・福祉の教育研究拠点として、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材を育成するとともに、学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等により、学術の発展と市民の健康と生活の質の向上に寄与していきます。

## 【シニア世代にやさしいまちづくりの推進】

## 1. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

#### (1)神戸モデルの推進

[介護保険課]

認知症の早期診断・早期発見を推進するため、65 歳以上の市民を対象に無料で、認知機能検診と認知機能精密検査による2段階方式の診断を行うとともに、制度の利用促進をはかるため、75 歳以上の市民に対して認知機能検診の無料受診券を送付します。また、認知症と診断された方を対象に、①賠償責任保険に市が加入し、②コールセンターにおける24時間365日の相談対応や③非常時のかけつけ(捜索)サービスを実施するとともに、④認知症の人が起こした事故に遭われた全ての市民を対象に見舞金(給付金)を支給する4つの安心を柱とする事故救済制度を創設します。

## (2) 認知症の人とその家族への支援

[介護保険課]

認知症の人やその家族が、安心して暮らしていけるよう、平成29年度末より全区配置している認知症初期集中支援チームの円滑な運営により早期診断・早期対応に努めるとともに、認知症に関する総合的な電話相談窓口としてオレンジダイヤルを新たに開設します。また、市内の認知症疾患医療センターにおいて専門医療相談窓口や認知症サロンを開設するとともに、通院介助や生活援助などを行う見守りヘルパーを派遣するなど、認知症と診断された後も切れ目のない継続的な支援を推進します。

## 2. シニア世代の健康・しごとづくり

## (1) フレイル予防による健康寿命の延伸【一部再掲】

## 〔介護保険課・国保年金医療課〕

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルの早期発見・生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、特定健診会場や薬局において、65歳および前年度にフレイルチェックを受けた66歳の国民健康保険加入者を対象に実施します。また、65歳以上の方を対象とするフレイル予防のための講話等を実施する介護予防事業や、要支援者等を対象とするフレイル改善のための運動・栄養等のプログラムを行う通所型サービスを引き続き実施するとともに、令和元年度からは新たに、高齢者の社会参加促進によるフレイル予防をはかるため、高齢者の地域の担い手としての活動に対して付与する「フレイル予防ポイント」の運用を開始するなど、フレイル予防・改善による健康寿命の延伸に取り組みます。

## (2) シルバーパワーによる地域の担い手づくり 〔くらし支援課〕

地域の高齢者が地域の高齢者等を支えるモデル事業として、各区ボランティアセンターで、高齢者への生活支援業務の紹介を行い、認知症の方等の金銭管理ニーズへの対応の充実をはかるとともに、シルバーパワーによる地域の担い手づくりを進めます。

#### 3. 介護人材確保対策

## 〔介護保険課〕

令和元年度より、新たに正規職員を採用した際に法人が負担する住宅手当の一部を補助するほか、「神戸市高齢者介護士認定制度」を通じた介護人材のキャリアアップ支援をはかるため、同制度合格者に対して、引き続き同じ事務所で介護福祉士の資格を取得するための支援金を支給するとともに、事業所に対して、職員が制度を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を補助します。

また、平成 29 年度から訪問看護師・介護士の安全確保・離職防止対策として、複数訪問が必要なケースで介護報酬加算が受けられない場合に加算相当額の一部を補助する制度を県市協調により実施しているほか、新たに、安全対策に関するガイドラインを作成するなど介護職員等の安全対策を促進します。

#### 4. 地域包括ケアシステムの構築

#### 〔地域医療課・介護保険課〕

神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会において検討してきた地域包括ケアシステムの構築にむけ、全区に設置した医療介護サポートセンターにおいて、医療・介護関係者からの在宅医療等に関する相談受付や、医療・介護関係者向けの研修を定期的に実施するなど、多職種間での顔が見える関係づくりの支援に取り組むとともに、在宅医療推進の要となる 24 時

間対応可能な訪問看護ステーションを増設するため、市内の機能強化型訪問 看護ステーションの整備を推進します。

## 5. 介護保険施設整備

〔高齢福祉課〕

高齢化の進展に伴う高齢者の介護サービスへの需要拡大に対応するため、第7期神戸市介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を行います。また、特に、高齢者のさまざまなニーズに対応できるよう、特別養護老人ホームの多床室整備や既存の特別養護老人ホームの建替補助や、認知症グループホームの整備促進などを引き続き実施します。

## 6. 介護保険料の負担軽減強化

[介護保険課]

公費による低所得者の介護保険料負担軽減について、令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げに合わせて、保険料段階の第1段階から第3段階の被保険者の保険料減額賦課に係る保険料率を引き下げます。

## 【障害者の方への支援】

## 1. 障害者の新たなしごとの創出

[障害者支援課]

垂水駅前地区をモデル地区として、東京大学先端科学技術研究センター、 社会福祉法人、垂水食品衛生協会等と連携して平成30年度より進めている 週20時間未満の超短時間雇用の導入について、体制を強化したプロジェクトチームを設置し、アウトレットとの協働によるまちのにぎわいづくりも 視野に入れながら、さらなる促進につとめます。さらに、超短時間雇用の 導入を検討しているしあわせの村での取り組みも踏まえ、総合的な検証を 行い、全市展開にむけた検討を進めます。

## 2. 親なき後対策

#### (1)障害者支援センターの設置

[障害福祉課・障害者支援課]

障害者の相談支援や見守り体制を構築する拠点として、障害者支援センターの全区設置に取り組みます。

平成30年度に開設を進めている4区(灘区・兵庫区・垂水区・西区)に続き、令和元年度は、新たに3区(中央区・須磨区・北区)に開設するとともに、東灘区では、令和2年度の開設にむけ、必要な施設改修に着手します。さらに長田区でも、令和元年度に設置場所を検討したうえで、令和2年度の開設をめざします。

## (2) 障害者の見守り・コーディネート事業の実施 [障害者支援課]

障害者支援センターに障害者見守り支援員を配置し、障害者の見守り支援

を行うとともに、地域の関係機関とのネットワークを構築しながら、緊急時の短期入所の受け入れ調整や日中活動の場の提供等を行うコーディネート事業を実施します。

## 3. 重症心身障害者(児)施策の推進

#### (1) 療養介護事業所等の整備

[障害福祉課]

市街地における医療的ケアを必要とする重症心身障害者(児)の入所等を 支援するため、老人健康センターの改修を進め、令和2年度に療養介護事業 所等を開設する予定です。

## (2) 災害時における重度障害児者対応の強化 〔障害者支援課〕

災害時に、医療的ケアの必要な在宅重症心身障害児・者が円滑に避難できるよう、市に診療状況等の医療情報を登録している方を対象に、個別災害時 避難計画の作成を進めます。

## 4. 精神保健福祉施策の充実

〔調整課〕

精神障害者(措置入院者等)が、退院後に必要な医療や支援を受け、地域で孤立することなく、安定して暮らせるよう、入院中から退院後の地域 生活の支援を引き続き実施します。

令和元年度は、急性増悪時等に適切な入院加療を行うことで、早期回復による地域生活への移行を促進するため、新たに精神科入院医療費の本人負担額の一部を助成します。

## 5. 難病相談支援センターの設置

「調整課)

難病患者の療養や日常生活上の様々な問題について、支援機関と連携して、患者・家族その他の関係者からの相談、情報提供および助言を行い、療養生活の質の維持向上を支援する「難病相談支援センター」を設置します。

# 6. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックにむけた障害者スポーツの振興 「政策課〕

東京 2020 オリンピック・パラリンピック等にむけた取り組みとして、しあわせの村のスポーツ施設(運動広場・体育館)の改修を実施します。

## 【貧困の連鎖防止】

## 1. 健康格差の是正支援 【再掲】

[保護課]

生活保護受給者の健康課題を分析し、データヘルス計画を策定するほか、 生活保護受給者の自立支援等を目的としたスマートフォン用アプリを開発 し、導入します。また、引き続きレセプト点検や健康管理支援事業等を実施し、生活保護の医療扶助の適正化に努めます。

## 2. 生活困窮者学習支援事業

〔くらし支援課〕

貧困の連鎖を防止することを目的として、経済的な事情等により学習環境が整っていない家庭の子どもに対して高校進学を目標とした学習支援、保護者への養育支援を行います。令和元年度は、高校生世代への学習支援等を拡充し、高校の中退予防をはかります。

## 3. 家計改善支援事業

[くらし支援課]

生活費の収支均衡が取れていないなど家計に課題がある生活困窮者に対して、家計管理についての専門的な助言・支援を行い、早期の自立につなげます。令和元年度は、対象を生活保護受給者に拡大して実施します。

## 【くらしの安全を守る】

#### 1. 見守り体制の再構築

## (1) 要援護者支援センターの運営

[高齢福祉課]

大規模災害時に要援護者の初動受入を行う「基幹福祉避難所」としての機能を持つ市内 21 か所の要援護者支援センターにおいて、地域団体と連携しながら避難所開設訓練を継続して実施するとともに、平時より地域団体と顔の見える関係づくりを進めることにより、要援護者の受入体制の充実に取り組みます。

#### (2)風水害災害時等の要援護者の受入

[くらし支援課・高齢福祉課・障害者支援課]

災害救助法が適用されない風水害災害が発生する恐れがある場合において、基幹福祉避難所や福祉避難所を開設した施設に対して要援護者の受入に要する経費を市が負担するなど、風水害災害に対応した要援護者支援体制の確保をはかります。

#### (3) 災害時における重度障害児者対応の強化 【再掲】 〔障害者支援課〕

災害時に、医療的ケアの必要な在宅重症心身障害児・者が円滑に避難できるよう、市に診療状況等の医療情報を登録している方を対象に、個別災害時避難計画の作成を進めます。

## 2. 公共交通等のバリアフリー化の推進

[障害福祉課]

障害者・高齢者をはじめ、誰もが利用できるまちづくりを推進し、また視 覚障害者等の転落事故防止をはかるため、県の「ユニバーサル社会づくりの 推進に関する条例」に鑑み、鉄道駅舎のエレベーター整備やホーム柵整備などバリアフリー化を支援します。

## ◇ホーム柵整備予定駅

JR 西日本: 神戸駅(令和元~令和2年度)阪急電鉄: 神戸三宮駅(平成30~令和2年度)阪神電気鉄道: 神戸三宮駅(令和元~令和2年度)

#### ◇バリアフリー化等整備予定駅

阪急電鉄 : 花隈駅 (EV・多機能トイレ) (平成 28~令和元年度) 阪神電気鉄道 : 西元町駅 (EV・多機能トイレ) (平成 30~令和元年度)

大開駅 (EV・多機能トイレ) (令和元~令和2年度)

住吉駅 (EV・多機能トイレ) (令和元~令和3年度)

神戸電鉄 : 長田駅 (EV・内方線・多機能トイレ) (平成 30~令和元年度)

花山駅 (スロープ・多機能トイレ) (令和元~令和2年度) 大池駅 (スロープ・多機能トイレ) (令和元~令和2年度)

#### 3. 斎場・墓園の再整備

#### [斎園管理課]

斎場については、老朽化した施設のリニューアルを行うほか、今後の火葬需要の増加に対応するため、民間委託を前提に西神斎場再整備のための火葬炉更新にかかる調査・検討を行います。

墓園については、老朽化したインフラ(舗装・水道)の再整備や危険法面の対策工事を実施するなど、市民が安全・安心して墓参できる環境を整備します。

#### 4. 国民健康保険料の収納対策強化

#### [国保年金医療課]

国民健康保険料の収納率向上をはかるため、初期未納者への電話催告を 強化して実施します。また、近年増加する外国人留学生について、日本語 学校との連携により未納解消に取り組みます。

### 5. 動物愛護の推進

### [生活衛生課]

神戸市人と猫との共生に関する条例に基づく、「神戸市人と猫との共生推 進協議会」が実施する野良猫の繁殖制限事業や猫の譲渡推進事業の運営に 必要な支援を行うとともに、平成30年度に策定した「神戸市人と猫との共 生に関するガイドライン」に基づき、猫の適正な飼養管理を推進します。 また、動物管理センターにおける犬猫の譲渡、飼い方教室、野犬の捕獲等 を通じ、動物愛護の意識の推進や市民の快適な生活環境を確保していきま す。

## 【子育てしやすい環境の整備】

## 1. 予防接種制度の充実

[予防衛生課]

定期化されていない任意予防接種のうち、現在実施している小児インフルエンザについて  $1\sim12$  歳児の 1 回目の接種に対し、1,360 円/年の助成額を 2,000 円/年に拡充します。また、平成 31 年 4 月以降の出生児が 3 歳になるまでの間に、ロタウイルスまたはおたふくかぜワクチンの接種費用を 2 回(上限 2,000 円/回)助成する制度を新たに開始し、子育て世代の負担軽減をはかります。

風しんの感染拡大防止対策として、抗体保有率の低い世代の男性を対象に 風しん抗体検査を行い、抗体価が低い人へ定期予防接種を行います。

## 2. 障害児支援の向上

[障害者支援課]

障害児通所支援事業所が適切な運営・サービス提供を行うよう、実地指導・監査体制を強化するとともに、国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」や「障害者虐待防止法」等の事業者一斉研修を行います。また、市民が、事業所の自己評価公表ページに、容易にアクセスできるポータルサイトを作成します。